

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和元年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	220万円程度	230万円程度	290万円程度	300万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和2年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	平成31年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学校給食費		○	実費		
学用品通学用品費		○	1年 11,630円 2年～ 13,900円	1年 22,730円 2年～ 25,000円	認定月日によって月割り
入学準備金		○	6年 60,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等		○	1年 51,060円	1年 60,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年 11,000円	3年 8,800円	
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限りです。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ 申請は4月～1月末まで随時受け付け、認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

Q3：どうやって申請すればいいの？ 認定結果はいつわかるの？

A3：申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	①学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、お子さんが通っている<u>学校に提出</u>してください。 なお、小・中学校にお子さんが通っている場合には、小学校にのみ、申請書を提出してください。
ステップ2 〔6月中頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通じてお知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③認定結果について、学校からお住まいの地区の<u>民生委員児童委員協議会</u>に対して情報提供を行います。

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要（生活保護を受けている世帯も同様）です。

Q4：いつ頃、どのように支給されるの？

A4：年3回（7，12，3月）に学校を通じて支給されます。

教育委員会から学校には以下の時期に支払いを行う予定ですので、詳しい支給時期は各学校にお問い合わせください。

支給回	支給時期	学 年	支給費目			
			給食費 学用品費 PTA会費	新入学 学用品費	校外活動費 修学旅行費	その他
第1回（4～6月分）	7月中旬	全学年	○			
		小1・中1	○	△※		
第2回（7～11月分）	12月中旬	全学年	○		△※	
第3回（12～3月分）	3月上旬～中旬	小6	○		△※	入学準備金
		中3	○		△※	クラブ活動費
		上記以外	○		△※	

※ 新入学学用品費は入学準備金を受け取っていない4月認定の1年生が対象になります。

※ 校外活動費や修学旅行費については、実施日等によって支給時期が異なります。

※ 支給時期については、令和元年度の状況です。

★ご注意いただきたいこと

- 令和2年度（令和元年中の所得）の申告がお済でない方がいる場合は、必ず、税務署または宇都宮市役所市民税課（市役所2階）で申告をお願いします。
- 令和2年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、転入前の市区町村が発行する「令和2年度の課税所得証明書等」（交付は6月以降となります）の提出が必要となります。
- 認定後、世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により就学援助の必要がなくなった場合は、各学校までご連絡ください。
- 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。詳しくは生涯学習課（電話：632-2676）までお問い合わせください。
- 「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には申請が必要となります。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所13階 電話：632-2723, 2724）

